

長浜市へ「建設工事」の登録申請をする場合の留意事項

長浜市の入札参加有資格者名簿の区分

4 区 分	建設工事	共同受付 (電子申請)の対象
	建設コンサル	
	①測量業務	
	②地質調査業務	
	③建設コンサルタント業務	
④補償コンサルタント業務		
⑤建築設計監理業務		
	役務・委託業務	従来どおり長浜市へ
	物品調達	紙(郵送)で申請書提出

※屋外の除草・清掃、路面清掃、樹木剪定等は、「役務・委託業務」と区分しています。
令和6年度以降「その他業務」は「役務・委託業務」に名称変更します。

2 複数の名簿への登録申請

複数の区分の名簿に登録申請することについて制限はありませんので、「建設工事」、「建設コンサル」、「役務・委託業務」又は「物品調達」を重複して申請することも可能です。

3 参加希望工種の数

第1希望のみ。ただし、長浜市内に本店を有する事業者は第2希望まで可。

市内本店	長浜市内の本店から申請される方
市内営業所	長浜市内の支店・営業所等から申請される方
県内本店	滋賀県内の本店から申請される方(滋賀県内に本店及び支店・営業所等があり当該支店・営業所等から申請される方を含む)
県内営業所	滋賀県外に本店かつ滋賀県内に支店・営業所等があり当該支店・営業所等から申請される方
県外	滋賀県外の本店又は支店・営業所等から申請される方

4 有資格者要件

競争入札に参加することができる資格(以下「資格」という。)を有する者は、地方自治法施行令第167条の4に規定する者以外の者で、かつ、次のいずれにも該当する者です。

ア 別表の左欄に掲げる建設工事の区分に応じ同表の右欄に掲げる建設業について建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

ウ 建設業法第27条の29に規定する総合評定値に係る通知の請求を行っていること。

エ 次のいずれにも該当しない者

(ア) 健康保険法第48条の規定に違反して届出をしなかった者

(イ) 厚生年金保険法第27条の規定に違反して届出をしなかった者

(ウ) 雇用保険法第7条の規定に違反して届出をしなかった者

5 前項(4 有資格者要件)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができません。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている等経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(3) 資格の審査の申請をする時点において市税、県税又は国税を滞納している者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

6 資格の有効期間

令和6年度の1年間です。

※令和4年度に申請していただいている県内本店、県内営業所、県外の事業者は、今年度は申請不要です。

7 市内本店以外の事業者の個別情報登録(工事)の入力項目について

市内営業所、県内本店、県内営業所、県外の事業者が、個別情報登録(工事)画面の上部で入力する必要がある項目は、「業者番号」から「2級舗装施工管理技術者の人数」(舗装工事を希望する場合のみ)までです。

※「IS09001の認証取得」から「若年技術者の活躍」までは、市内本店の事業者のみ入力が必要な項目です。

個別情報登録（工事）画面の下部では、希望工種のうち1つの「希望順位」欄に「1」を入力し、その工種に対応する許可業種を選択してください。

※「希望職員区分とその人数」は、入力不要です。

8 「業者番号」について

業者番号は、電子入札システム登録時に使用していただいたアルファベットの「k」と数字8桁の番号で、長浜市HP>事業者向け>入札参加資格申請>入札参加資格審査申請の共同受付・共同審査 (<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000011171.html>)でも御確認いただけます。

初めて長浜市に申請する場合や業者番号が分からない場合は、〒をハイフンなしで入力していただければ結構です。

9 格付基準の主観点項目について【市内本店業者のみ対象】

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気設備工事及び給排水冷暖房工事の5業種を希望する市内本店業者については、経営事項審査P点に長浜市の主観点数を加減して、格付を行っています。（格付基準の主観点項目は次ページを参照ください。）

主観点項目の確認資料は、共同受付（滋賀県）に提出するもの以外で長浜市に個別に提出いただくものはありません。

10 希望職員区分とその人数【市内本店業者のみ対象】

長浜市の場合、滋賀県とは異なり「1人1業種」ではないため、複数の資格を有している技術職員1人を複数希望工種の職員区部人数としてカウントしていただいで結構です。

お問い合わせ先

長浜市役所 総務部 契約管理課

電話：0749-65-6507

FAX：0749-65-6580

e-mail: keiyaku@city.nagahama.lg.jp

(別表第1) 入札参加希望工事と建設業の許可業種との対応関係

() は略号

入札参加希望工事	建設業許可業種	建設工事の例示
土木一式工事	土木工事業 (土)	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工事業 (と)	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事(橋梁に係るものを除く)、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事(交通安全施設に係るものを除く)、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石工事業 (石)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事
	鋼構造物工事業 (鋼)	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事業 (しゅ)	しゅんせつ工事
	水道施設工事業 (水)	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
建築一式工事	建築工事業 (建)	建築一式工事
	大工工事業 (大)	大工工事、型枠工事、造作工事
ほ装工事	舗装工事業 (ほ)	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
電気設備工事	電気工事業 (電)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事(非常用電気設備を含む)、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電気通信工事業 (通)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
消防施設工事	消防施設工事業 (消)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
給排水冷暖房工事	管工事業 (管)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事(下水道法による流域処理施設に排水するものを除く)
	熱絶縁工事業 (絶)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
機械設備工事	機械器具設置工事業 (機)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗装工事	塗装工事業 (塗)	塗装工事(交通安全施設に係るものを除く)、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造園工事	造園工事業 (園)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
	石工事業 (石)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)

入札参加希望工事	許可建設工事の種類	建設工事の例示
さく井工事	さく井工事業 (井)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄骨工事	鋼構造物工事業 (鋼)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄筋工事業 (筋)	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
橋梁上部工事	土木工事業 (土)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るもの）
	鋼構造物工事業 (鋼)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）
法面処理工事	防水工事業 (防)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	とび・土工事業 (と)	現場吹付法枠工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付け工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、法面保護工事
建築附帯工事	左官工事業 (左)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	とび・土工事業 (と)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	解体工事業 (解)	工作物解体工事
	屋根工事業 (屋)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
	板金工事業 (板)	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガラス工事業 (ガ)	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
	防水工事業 (防)	防水工事（建築物に伴うもの）
	内装仕上工事業 (内)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建具工事業 (具)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	建築工事業 (建)	文化財建造物修理工事
	大工工事業 (大)	文化財建造物修理大工工事
交通安全施設工事	とび・土工事業 (と)	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事）、看板設置工事（交通安全施設に係るもの）
	塗装工事業 (塗)	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に係るもの）
	電気工事業 (電)	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に係るもの）
	電気通信工事業 (通)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事（交通安全施設に係るもの）
	機械器具設置工事業 (機)	交通安全施設に係るもの
清掃施設工事	清掃施設工事業 (清)	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

本市建設工事等競争入札参加者における格付基準の主観点項目について

下表の各主観点項目について、右欄に示した点数を主観点として加減点します。

主観点項目（令和5年度）	主観点数
<p>(1) 工事成績 参加希望工事別の4年間の工事成績評定点の平均</p> <p>※平成31年1月1日から令和4年12月31日までに完了検査を終了したもの。</p>	<p>次の計算式により算出した点数</p> <p>(工事成績評定点の平均値－65) × 5 範囲 -325 ~ +175</p>
<p>(2) 経営管理</p> <p>① ISO9001の取得 (申請日において認証を取得しているもの。)</p> <p>② ISO14001またはエコアクション21等の取得 (申請日において認証を取得しているもの。)</p> <p>※ISO14001またはエコアクション21等は重複しての加点は行わない。</p>	<p>ISO9001 +10</p> <p>ISO14001 またはエコアクション21等 +10</p>
<p>(3) 社会性</p> <p>① 若年技術者の雇用 (令和4年1月1日時点で35歳以下の技術職員の人数)</p> <p>② 滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業 (申請日において認証を取得しているもの。)</p> <p>③ 災害協定の締結 (申請日において本市と災害協定を締結している団体に加入しているもの。)</p> <p>④ 消防団への協力活動 (申請日において本市消防団員を雇用しているもの。)</p> <p>⑤ 障害者の雇用 (申請日において雇用しているもの。)</p> <p>⑥ 保護観察対象者等の就労支援</p> <p>1 申請日において大津保護観察所に協力雇用主として登録しているもの。</p> <p>2 申請日以前2年間において協力雇用主として保護観察者を3か月以上雇用していたもの。</p>	<p>技術職員のうち1人 +3 技術職員のうち2人 +6 技術職員のうち3人以上 +9</p> <p>一つ星企業 +3 二つ星企業 +6 三つ星企業 +9</p> <p>本市と協定締結している団体に加入 +5</p> <p>消防団員として活動している従業員 1人雇用 +5 2人以上雇用 +10</p> <p>障害者を1人雇用 +3 障害者を2人以上雇用 +6</p> <p>協力雇用主としての登録 +5 協力雇用主として直接雇用 +5</p>
<p>(3) 信用状況</p> <p>① 入札参加停止状況 (令和3年1月1日から令和4年12月31日までの2年間の入札参加資格停止歴)</p> <p>② 不正または不誠実な行為 完成工事高の高上げや市の「工事担当者にかかる業務用携帯電話の使用に際して」にかかる不正行為等について、悪質の度合いに応じ客観点の2%の範囲で減点する。</p>	<p>1か月未満 -5 1か月以上 2か月未満 -10 2か月以上 3か月未満 -20 3か月以上 6か月未満 -30 6か月以上 12か月未満 -50 12か月以上 -70</p>